

破産・個人再生事件の収入印紙・予納金(官報公告費用)・郵便切手一覧表

令和元年10月1日現在

区分		収入印紙	予納金 (官報公告費用)	郵便切手【※2】			
				和歌山地方裁判所 (本庁)	田辺支部	御坊支部	新宮支部
破産・管財 (債権者申立は 除く)	法人	1,000円	14,786円【※1】	合計 1,730円 内訳 84円×20枚, 10円×5枚	【簡易管財・通常管財自然人】 合計 3,360円 内訳 84円×40枚  【通常管財法人】 合計 8,900円 内訳 84円×100枚, 10円×50枚	合計 6,530円 内訳 500円, 100円, 50円 を各3枚 84円×50枚, 10円×30枚, 5円×4枚, 2円, 1円を各20枚	合計 5,289円 内訳 500円×2枚, 84円×51枚, 5円×1枚
	自然人	1,500円	15,499円【※1】	上記に加え, 1,089円分【和歌山市内の事務所(裁判所に書類を取りに来られる事務所)は不要】	上記に加えて, 【事務所遠方】 1,089円分 【法人】 254円×4組分	上記に加えて, 【事務所遠方】 1089円分×1組 84円×2枚 【法人】 254円分×4組 【債権者10名超】 10名を超えた債権者数 ×(84円+10円)	
破産・同時廃止		1,500円	11,859円	【※3】 合計 1,257円+(84円×債権者数) 内訳 500円×2枚, 84円×(債権者+3枚), 5円×1枚			
個人再生		1万円	13,744円	【※3】 合計 3,840円 内訳 94円×20枚, 84円×20枚, 10円×20枚, 5円×10枚, 2円×10枚 1円×10枚			

※1 破産・管財事件では, 官報公告費用のほかに管財人引継予納金(金額は事案による(最低20万5000円))が必要です。

※2 代理人(弁護士)による申立ての場合の郵便切手額です。事案により増額することがあります。

※3 本庁における郵便切手額です。